

家族政策の基本原則（上）

小 島 宏

I. はじめに

わが国では、1980年2月に「家庭基盤充実施策」がとりまとめられてからしばらくは家族政策に関する議論が活発に行われ、『昭和58年版国民生活白書』で家族が特集されたりしたが¹⁾、1980年代後半になると議論が鎮静化したようである。しかし、1990年の「1.57ショック」以降、子育て支援が政策的課題となり、国際家族年と「児童の権利に関する条約」批准が迫ったことから、1990年代に入って家族政策についての議論が再び活発化した。1.57ショックを契機として設けられた「健やかに子供を生き育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議」の1991年1月と1992年6月の報告書では子育て支援策の必要性が唱えられ、各種の提言がなされている²⁾。また、『平成2年版厚生白書』、『平成4年度国民生活白書』、『平成5年版厚生白書』においても家庭政策、家族政策、児童家庭政策（子育て支援策）の必要性が唱えられている³⁾。さらに、家族社会学、家族法、社会福祉、社会保障、経済学等の研究者による議論もさまざまな角度から行われてきた。

しかし、そのような議論の際に家族政策の概念規定が行われたり、家族政策が立脚すべき基本原則について論じられることは必ずしも多くなかったようである。最近の基礎的研究として

は家族政策の概念について論じた黒須の研究、社会政策としての家族政策について論じた柄本の研究、家族福祉の概念の変遷について論じた桂の研究、簡潔ながらもわが国における総合的家族政策の必要性について論じた松村の研究が目につく⁴⁾。このように少ないとはいえ、家族政策に関する根本的な議論が行われ始めているので、今後それがますます活発化することが期待される。本稿はそのような議論に対して参考資料を提供するため、先進諸国を中心とする家族政策の基本原則について論じることとする。本号掲載の前半部分では家族政策の概念とその基本原則の研究動向について論じ、次号掲載予定の後半部分では1980年代以降に国際機関、各国政府関係機関によって述べられた基本原則を紹介する。なお、本稿では諸外国の例にならない、家族政策として出産・育児に関するものを中心に考える。また、日本語、英語、フランス語のいずれかで書かれたものを検討の対象とする。

II. 家族政策の概念

1. 国際機関

家族政策の定義にはさまざまなものがあるが、国際社会保障協会事務局は、1982年にブダペストで開かれた「社会保障と家族政策」に関する国際会議の報告書で「社会保障の脈絡における『家族政策』は実際的な観点から、一単位

としての家族またはその成員に対して焦点を合わせたり、影響を与えたりする施策として定義される。通常、それらの施策が家族の福祉を向上させ、家族の機能を強化することを目的とするという考えがその基礎を成している。」と述べていた⁹⁾。しかし、最近では社会保障という限定を除く場合もあるようで、1989年にプラハで開かれた同協会主催の「人口変動との関連での家族政策の変化」に関する国際会議では、家族政策を実際的な観点から、「一単位としての家族とその成員に関する一連の施策で、家族の福祉を向上させ、その機能を強化することを目的とするもの」と定義している¹⁰⁾。いずれにしても国連が述べるとおり⁷⁾、単一の明確で広範に認められた定義は存在せず、多様な概念が存在する⁸⁾。

それでも、EC委員会のように統合に向けて社会政策の施策面で各国間の調和を図ることを目指す場合には、ある程度統一的な定義ないしそれに類するものを掲げねばならないはずである。1989年秋の家族問題担当閣僚理事会のために準備されたEC委員会事務局の家族政策に関する文書では、明示的な家族政策を採っている加盟国が多数派でないこともあって明確に定義されなかったが、多くの加盟国で行われている「家族支援施策」の区分として、①経済的負担に対する補償(家族給付, 社会扶助, 税制), ②家族環境(住宅, 交通, 奨学金, マスメディア, 家庭内事故), ③共通の関心について加盟諸国によって採られている施策(仕事と家庭生活の両立・家庭内の責任分担, 単親家族や多子家族といった特定の集団の支援, 最貧家族の支援)の三者が挙げられている。そのうちで③の仕事と家庭生活の両立・家庭責任の分担に関する施策については詳しい内訳が示されているが、それらは出産・保育に関する施策(母子の健康に直

接関係する施策, 出産に関する社会的支援の施策), 就学前児童・学齢期児童のための施設, 家庭責任のより公平な分担, 労働時間に関する施策である⁹⁾。

同じ会議のために準備された報告書『EEC諸国における家族政策』では編集責任者のDumonが家族政策を「家族のための特別な目的をもった政府のあらゆる施策」と定義している¹⁰⁾。この会議の結果できたヨーロッパ家族政策観測団による1989～90年の年次報告書では定義するのが困難であるとされた¹¹⁾。しかし、1990年の年次報告書では政策が「権力の座にある当局によって特定の目的を達成するためになされる一連の行為」と定義され、家族が「世帯」と「個人支援集団」の両者として定義されたうえで、観測団が家族政策として検討対象とするものは「各種の当局によって制度・世帯, ネットワーク・個人支援集団のそれぞれとしての家族に対して採られる政策」であると述べられている。さらに、家族政策上の施策が家族生活の法制化・制度化と家族政策を支援する社会政策上の施策に区分され、前者は①家族法に関する章として具体化され、後者は②税制, ③家族給付, ④家族と仕事, ⑤家族と保育施策に関する章として具体化されている¹²⁾。しかし、年次報告書の章立てに現れる各種施策の内訳は年とともに若干変化しているようである。

他方、BartiauxはEC事務局からの委託で1990年現在のEC諸国における家族政策に関する諸制度をまとめたが、その際に家族政策を「個人の属する世帯の構成または家族の関係(夫婦・同棲パートナー間, 親子間, 兄弟姉妹間)を左右する条件の下においてのみ個人に影響を及ぼすような、(あらゆるレベルの)政治権力によって採られる法律化された措置」と定義して

いる。そして、諸制度の象徴的指標として、①憲法での家族に対する国家の責任に関する明示的な言及、②家族問題に関する省庁の有無、③家族・子ども・青年に関する省庁間調整委員会の有無、④子どもと高齢者のケアに関する管掌の地方分権化、⑤福祉に関する管掌の地方分権化、⑥「家族」を名称に含む国会の委員会の有無、⑦「家族」を名称に含む裁判所ないし裁判官の有無、⑧人口や家族に関する国立研究機関の有無、⑨単一の家族擁護団体の有無、の九者を挙げている¹³⁾。

2. 各国政府関係機関

EC諸国の中で明示的な家族政策を実施しているフランスのような国でも、政府部内で家族政策の定義は統一されていないようである。例えば、経済社会評議会の1991年の報告書では政府の諮問文書から、「フランスの家族政策は、基本的に社会福祉政策の実施と家族給付と税制上の優遇措置の複雑な制度の実施に依存する。実際の施策は最貧家族と多子家族に対する施策を中心にしながら、すべての家族を支援することを目的とする。」という定義を引用して同評議会の1981年の勧告で提唱された総合的家族政策の定義と比べてやや限定的であるとし、自らは「両親は時間、空間、所得の大きな部分を子どものために捧げているし、国民全体を無関心のままにすることができない社会的投資に関するものであるため、公的権力が両親によって扶養されるそれぞれの子どもの存在を認知することを目的とするもの」と定義している¹⁴⁾。しかし、1981年の報告書も厳密に総合的家族政策を定義しておらず、「それを実施することは家族が生活している単位で、空間と時間の連続体の中に存在することを考慮することである」と述べているに過

ぎない¹⁵⁾。なお、ヴァンデ県の1990年の報告書で委託執筆者のDumontは、家族政策を「家族が人類の幸福の観点からみたその責任と変化の自由な受け入れを促進するような手段、手続き、規則の全体」と定義し、県レベルの家族政策を「県レベルの政策決定と行政運営を行う際に、社会の基礎を成す家族の現実を考慮に入れること」と定義している¹⁶⁾。

家族政策を広義の社会政策（社会保障制度）の一部とする考え方が内外で一般的であるが、後者が個人を対象とするのに対して前者が一単位としての家族を対象とするものであるという考え方を示したものもある。このような考え方は、カナダのケベック州社会問題省の1984年の報告書が示しており、われわれの社会の全体的計画において個人のための社会政策から区別され、それと補完的な関係にある、特別な総合的家族政策を家族が必要としていると述べている。ただし、家族を定義しているが、家族政策そのものを定義していない¹⁷⁾。同州家族政策諮問委員会の1986年の報告書の第2巻でも家族政策そのものを定義していないが、その適用範囲を限定するために満たすべき条件として、①家族政策の目的のためには、片親または両親による子育てがあるときに家族が存在すること、②家族政策の目的のためには、親としての責任、義務、便益を決定する際に基準となるのは子育てであって、親の個人的、市民的、法的、職業的地位でないこと、③家族政策の目的のためには、親の責任は子どもが成人になるまで果たされるものであること、④家族政策と個人としての家族成員に関わる他の社会政策の目的のためには、家族成員が家族の成員権に関して考慮されること、の四者を挙げている¹⁸⁾。

わが国の政府関係機関の報告書等では家族政

策が定義されることはあまりないようである。例えば、1963年の『児童福祉白書』では「家庭対策」が「一般児童対策」の一部として位置づけられ、それが家族計画と家庭養育の指導に区分されているが、定義されているわけではない¹⁹⁾。同年の8月に出された中央児童福祉審議会・家庭対策特別部会による「家庭対策に関する中間報告」でもやはり明確な定義は示されていないが、「児童福祉の立場からは“夫婦とその子からなる核家庭（ママ）と、祖父母、孫を含めた家族”の人間関係に限定して家庭対策を審議する…」と述べられており、当面の具体的対策として、①専門機関による家庭相談および助言を行うこと、②地域組織活動を助成して健全な家庭の建設に役立てること、③妊産婦と乳幼児の保護を徹底すること、④経済的に不安定な家庭に対して援助指導を講ずること、⑤児童福祉を柱とした一般家庭対策を実施する機関を設置するように検討すること、⑥変動しつつある社会経済状況下における現代家庭の状況を的確に把握すること、の六者が挙げられている²⁰⁾。この報告書では、『児童福祉白書』とは逆に、かなり幅広いものが想定されていることが伺われる。

他方、家庭基盤充実構想推進連絡会議による1980年2月の「家庭基盤充実のための基本施策のとりまとめ」では、家庭基盤充実施策を直接定義していないが、「家庭が本来有している福祉的な諸機能を見直し、現在の家庭と家庭をとりまく環境条件の変化に即応しつつ家庭のこれらの機能の発揮を助けることによってこれからの生活の質の向上、福祉の充実を図ること」を意味しているようである²¹⁾。最近の『国民生活白書』、『厚生白書』には家族政策ないし児童家庭政策という言葉が登場するが、必ずしも明確に定義

されていない²²⁾。ただし、『平成2年版厚生白書』では家庭政策（ファミリーポリシー）を「家族・家庭の有する諸機能の低下に注目し、これを補強・強化していくことを目的とした施策」と定義している²³⁾。

3. 個別研究者

家族政策の研究者についてみると、Aldous and Dumon は最近の論文で家族政策とは「家族の福祉を目的とし、政府関連機関がそれを達成するために採る特定の施策」のことであると述べている²⁴⁾。他方、Kamerman and Kahn のように、「政府が家族に対しておよび家族のためにするすべてのこと」という広い定義から始めて、定義のさまざまな方法を紹介したうえで、「政府が行為または無為によって家族の成員としての役割に関して国民に影響を与えるためにすること、または制度としての家族の将来に影響を与えるためにすること」と定義している者もある²⁵⁾。Zimmerman も政策と社会政策の定義から始めて定義のさまざまな方法を紹介しているが、自らの明確な定義を示していないようである²⁶⁾。しかし、最近の著作では Kamerman and Kahn による最初の定義と視角としての定義を自らの定義として挙げるとともに、もう1つの定義として「家族問題に対処するうえで集合的に合意が成された目的と価値の追求と実現における選択」がありうると述べている²⁷⁾。また、Maroney は定義が明示的な政策をもつ国とまたない国で異なる可能性を示唆し、後者では Schorr が述べるとおり、「家族についての目的の中核に関する合意とこれらの目的を達成するための社会政策・プログラムの計画的な形成」と定義されるとしている²⁸⁾。

他方、Anderson のように、家族政策の領域を

限定したうえで、定義することを試みた者もいる。彼女は家族政策を、家族機能の4つの基本領域、すなわち①家族構成・構造（出産、結婚、離婚、育児、養子、里子に影響を与える政策）、②経済的支援（家族が被扶養者の基本ニーズを満たす能力に影響を与える政策）、③育児（家族が子どもを慈しみ、育てる能力に関する政策）、④家族ケア（あらゆる年齢の慢性的疾患、虚弱性、障害をもつ成員や親族をケアする能力に関する政策）、に対する国家の投資に直接的、明示的に関係する政策に限定すべきだと述べている。そして、家族政策はこれらの家族の問題に対処したり、責務を支援したりすることを試みるような、家族の社会的状態を対象としたプログラムを策定すべきものであるとしている²⁹⁾。

わが国の研究者も家族政策を定義するのが難しいことを指摘している。例えば、平山は「その領域が広く、かつ多重構造になつて（ママ）いるばかりでなく、時代の変化のなかで、要請される政策課題が著しく変化してきていることがわかる。それだけに、家族政策は、きわめて難しい政策分野であるといえる。」と述べている。しかし、自らの定義を述べている研究者もいる³⁰⁾。最近では、黒須が家族政策を「行動単位としての主体が、家族生活という場面を通して行う、人間関係の調整、経済的環境の整備である」と定義している³¹⁾。また、原田は『平成2年版厚生白書』の定義を狭義のものとし、自らは広義の家族政策を「個人の生活の確保と労働力の再生産のための基礎的単位としての家族を国家がどのようなものとして把握し、それにいかなる位置・役割を担わせていこうとしているか」という意味での政策と定義している³²⁾。さらに、松村は家族政策を「家族の形成を促し、家族生

活が円滑に営まれるような社会的、経済的、文化的諸条件整備のために、国や社会が行う支援策である」と定義しながらも、国によって、また時代によってどのように具体化されるかはさまざままで、他の先進諸国では子育て支援策が中心となっているが、わが国では高齢者の介護激励策の面が強く出ていたと述べている³³⁾。このように実際的にも理論的にも家族政策を定義するのはなかなか難しい。しかし、本稿では議論の出発点を明らかにする必要があるため、国際社会保障協会の定義にならって、家族政策を「一国あるいは地方の政府が家族の福祉と機能強化のために、何らかの手段をもって、一単位としての家族またはその成員に対して直接間接の影響を与えようとする意図、またはその意図をもった行為」と定義する³⁴⁾。

III. 家族政策の基本原則に関する研究動向

1. 先進諸国

家族政策の定義にさまざまなものがあるように、その基本原則にもいくつかのレベルのものがああり、家族政策の研究者もさまざまなものを挙げている。また、家族政策が社会政策の一部として位置づけられている場合には、社会保障制度ないし社会政策全般に当てはまるような基本原則が挙げられていることもしばしばある。また、原則という言葉が使われず、ガイドライン、方向付け、価値、目的、論理、概念といったさまざまな呼称が用いられることもある³⁵⁾。

家族政策に関する古典ともいべき Beltrão による『家族福祉政策に向けて—家族政策の経済的、社会的規範学の諸要素—』では家族政策に関するモデルが提示され、その中ではいずれ

も実践レベルにある施策が政策（具体的なプログラム）によって規定され、次にそれが教理（抽象的なプログラム）によって規定され、さらにそれが理論レベルにある科学（科学的法則）、道徳（道徳的原則）、技術（技術的法則）によって規定されると述べられている³⁶⁾。本稿では理論的レベルの原則ないし法則を中心に検討したいと考えている。ただし、Beltrãoの議論は書物の副題からも明らかなおり、第2の道徳的原則に関わる部分が多く、哲学的な内容が多いので本稿では紹介しないが、個人に関する人権、自由、社会的公正に対応するものとして、「家族の権利」、「家族の自由」、「家族的公正」といった概念を提示しているのが興味深い。いずれにしてもこれら3種類の原則・法則のいずれかに重点をおきながら、他のものを含む議論がなされてきた。

1960年代後半以降のアメリカ合衆国では第3の技術的法則を中心とする議論が盛んになったようで、Cohen and Conneryはガイドライン（指針となる法則）として、①家族に関する政策の策定において、成功を収めた社会システムが分化され、統合されたサブシステムから成ることと、このシステムの変化の方向と速度が政府の政策によって大きな影響を受けることが認識されること、②直接・間接の支援を通じて、家族に関して有効な政策を断定するための基礎を提供するような、家族に関する事実のデータ、理論、研究の発展を促進することへの継続的責任が政府にあること、③家族に関する政策の策定において、家族に固有な制度的属性とともに他の制度体に共通する制度的属性が認識され、観察されること、④熟慮された家族に関する政策と施策がアメリカ社会の他の制度体の正統なニーズを反映せねばならないと同様、家族の

利害に直接・間接に関係する社会政策の策定において家族に対する配慮が反映されるべきであること、⑤家族に関する政策が残余的、限定的、復古的でなく、能動的、包括的、積極的でなければならないこと、⑥家族に関する政策は可能な限り、アメリカ社会の自然的、地理的多様性を保存することに努め、差異と自然的変動が活力と社会的創造性の源泉であると認識されるべきであること、⑦制度体としての家族の強さ、活力、成長は民主主義社会における個人と社会の自由にとっての必要条件であることが認識されるべきであること、の7項目を挙げている³⁷⁾。

また、Maasによれば、1970年代後半のアメリカ合衆国のFamily Impact Seminarは作業を進める際の基礎的価値として、①家族の福祉と家族がその成員のケアをする能力に関心をもつこと、②家族に影響を与える公共政策は家族が基本的機能を遂行する際に支援し、補完するように努めるべきであること、③学校のような制度体が機能を分担する際に両親が意思決定に影響を及ぼすことができるようにすべきであること、④政府の政策は選択の幅を広げるべきであること、⑤家族の多様性が認識され、尊重されるべきであること、⑥家族を支援するために策定された政策は必要とされる社会資源をもっとも利用しにくい家族と家族成員を優先すべきであること、の六者を挙げている。しかし、理論的に⑤と⑥は矛盾する場合が多いし、実際にほとんどの国では予算の制約により可処分所得やサービスの利用に関する不平等を解消するために特定の形態の家族を優先せざるを得ない³⁸⁾。

1978年にはヨーロッパの研究者達によって『家族政策の科学的基礎』という書物が出され、Beltrãoのいう科学的法則の模索が始まったようである。同書の中でMladenovicは総合的社

会経済発展計画の枠組みにおける近代的社会政策の一般的原則として、①社会階層に無関係なあらゆる家族のニーズに応じた調整という面での社会政策の民主化の原則、②社会的権利の実現における平等の原則、③社会的ニーズに関する家族の権利の度合いがそのコミュニティに対する義務を補完するような方法で、裕福な個人と地域が社会的公正に寄与する際に依拠すべき連帯と互惠の原則、④普遍性と社会政策が実施される際の形態と方法に関する多様性の原則、⑤治療的施策に対する予防的施策の優先の原則、⑥すべての家族に対する社会保障を通じた保護の原則、⑦あらゆる形態の家族、子ども、母性の保護の統一性の原則、⑧家族に関する総合的社会政策の創設とそれを実現するために利用可能な人的、物的資源の活性化に対する家族と市民の参加の原則、⑨社会的施策の主題、範囲、方法、手段、制度、要員に関する科学的基礎の原則、の9項目を挙げている³⁹⁾。

オーストラリアでも特に1980年代以降、連邦政府の家族研究所を中心として家族政策の総合的研究が行われており、最近の論文で副所長のMcDonaldが家族に焦点を合わせた社会政策の基礎となる原則として、①家族と家族関係は基礎的で根本的な社会内支援の手段であること、②家族は政府が社会保障を提供するためにもっとも重要で効率的な手段であり続けているが、家族に公的扶助を提供しないことの口実として使われるべきでないこと、③家族、政府、雇用主、コミュニティが組み合わされた相互支援的システムは社会的支援の最良でもっとも効率的な手段であること、④家族の価値の維持が問題でなく、一般的に家族がその成員を援助することを望み、それを自分達だけではできないにしても、ほかの誰よりも多い真の配慮と

愛情と少ない費用をもってするであろうこと、⑤家族政策は家族類型に関して中立的であるように努め、特に政策は世帯を超えた家族の実態を考慮する必要があること、⑥家族政策は性別に関しても中立的であるべきで、一方の性別をもう一方の性別よりも優遇すべきでないこと、⑦政策は特に育児費用に関してすべての家族に基本的支援を提供すべきであるが、一部の家族が他の家族より多くの支援を必要とすることを認識すべきであること、⑧危機の後に破片を拾い集めるような純粹に治療的なアプローチは有効でも効果的でもないため、家族生活の質を向上させ、予防的性格をもつような政策が強調されるべきであること、⑨サービスが公共部門か民間部門によって供給されるべきであると自動的に想定すべきでないこと(ただし、公共・民間を問わず、サービスがすべての者にとって利用可能であることを保証するよう、政府機構を通じてあらゆる努力が成されるべきである)、⑩少数の人々が家族の支援から孤立し、高水準の公的支援を必要とするであろうことが認識されねばならないこと、の10点を挙げている⁴⁰⁾。これらの原則も Beltrão のいう技術的法則を中心としている。

他方、フランスの文献では家族政策の目的でなく、原則の1つとして出生力が挙げられることがある。例えば、Théry は家族政策の方向付けの原則として、①人格主義(個人の尊重)、②公正、③(家族の)安定、④特定性(総合性、整合性等)、⑤出生力、の5項目を挙げている⁴¹⁾。出生力を原則の1つとするのは出生促進主義的なフランス社会の脈絡から理解できるが、もう少し一般的にいえば、子ども数に関する選択の自由ないし特定の家族形態の誘導ということになろう。実際、Dumont はフランスの将来のため

の家族政策の支柱として、①家族が将来の価値であるとの認識、②私的関係の存在が財産であることの確認、③子どもが父親と母親をもつ権利の尊重、④選択の自由、⑤世代間の連帯、⑥女性の自由、⑦家族政策の自立、の7項目を挙げているが、そのうちで④は主として子どもを受け入れる自由のことを指している⁴²⁾。また、Villacによれば、家族政策について、①非介入、②選択の自由、③誘導性、④保険、の4つの概念ないし論理があり得るし、そのような国家と個人の関係に関する概念とともに表明される、所得再分配における経済的論理として、⑤社会福祉、⑥平等、⑦家族擁護主義、の3つの論理がある。彼はフランスの家族政策においてこれらの異なる論理（①はフランスに無関係）がたとえ矛盾しないとしても共存することがその一貫性を損ない、その目的を理解しにくいものにしてしていると述べているが⁴³⁾、このことは次号掲載予定の後半部分でみるとおり、他の国々にも多かれ少なかれ当てはまる。

2. 日 本

わが国では家族政策に関する基礎的研究が少ないこともあり、その基本原則について論じたものは少ない。平山は経済企画庁の報告書の中で家族政策の基本的前提として、①家族問題に関するハードなデータの作成と、正確な実態把握、②産業・社会の変化と家族問題との関連についての十分な分析、③個人生活との関連における、政策の在り方についての基準の明確化、④各種施策間の関連性の分析評価、⑤家族機能のなかで、外部化されうるものとそうでないものとの納得的な区分、⑥外部化できる家族機能については、その受皿の専門機関の機能充実、⑦外部化できない家族機能については、主婦等

の余裕と負担力向上を図る政策の重視、⑧住宅、雇用、教育など家族問題と深い関連をもつ他の諸政策との関連性の追求、⑨家族機能の担い手の教育と相談業務の充実、⑩弱くなった家族の力を補完的に支える地域やコミュニティの相互扶助活動、の10項目を挙げている⁴⁴⁾。

松村は、わが国において家族政策が「家族を利用して社会のほころびを隠すような施策」から、「真に個人の生活の充実をもたらすような家族生活の支援策」になるための原則として、①家族政策の独自性は個人の特定の時期の特定の問題解決を目的とするための社会諸政策と異なり、複数の人をセットで対象にすることの意味を理解し、政策の展開をすること、②人間の生活の諸側面を分断的に扱わず、できるだけ総合的に判断した施策の構成をすること、③個人、家族、地域、国そして地球に広がる生活の正確な現状認識に基づく家族処方箋を出すことの三者を挙げている⁴⁵⁾。これら2人の研究者が挙げる原則は Beltrão のいう技術的法則に傾いているといえよう。

IV. おわりに

本号に掲載された前半部分では家族政策の概念とその基本原則の研究動向について論じたが、入手可能な資料に基づくものなので、包括的であるとはいえないかもしれない。しかし、国際的にみても、概念についてのレビューを含む研究は若干あるが、基本原則についてレビューしたものはなさそうなので一定の意義はある。次号に掲載予定の後半部分では国際機関(国連、国際社会保障協会、EC委員会)と各国政府関係機関(フランス、カナダのケベック州、アメリカ合衆国、イギリス、日本)が掲げた家族

政策の基本原則を紹介する。

注

- 1) 経済企画庁 (1983)
- 2) 健やかに子供を生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議 (1991, 1992)
- 3) 厚生省 (1991, 1994), 経済企画庁 (1992)
なお, 「1.57ショック」直前に出た『平成元年版厚生白書』ですでに家庭支援の必要性が訴えられていたし, そのような主張の基礎として, 「これからの家庭と子育てに関する懇談会報告書」が掲載されている [厚生省 (1990)]。
- 4) 黒須 (1990), 栃本 (1990~91), 桂 (1992), 松村 (1993)
- 5) General Secretariat of the ISSA (1983) p. 12
- 6) Gilliland (1990) p. 179
- 7) United Nations (1987a) pp. 19-20
- 8) 家族政策を定義することの困難さは多くの研究者により指摘されてきた。例えば, de Bie (1980) pp. 4-8, Steiner (1981) pp. 194-199, Aldous and Dumon (1990) pp. 1136-1137 を参照されたい。
- 9) Commission of the European Communities (1989) pp. 39-40
- 10) Dumon (1989) p. 1
- 11) European Observatory on Family Policies (1990) p. 7
- 12) European Observatory on Family Policies (1991) pp. 9-12
- 13) Bartiaux (1991) p. 2
- 14) France (1991) p. 33, p. 144
- 15) France (1981) p. 636
- 16) Dumont (1990) p. 139
- 17) Québec (1984) pp. 20-21
- 18) Québec (1986b) pp. 5-6
- 19) 厚生省児童局 (1963)
- 20) 中央児童福祉審議会・家庭対策特別部会 (1963) pp. 1-2
- 21) 家庭基盤充実構想推進連絡会議 (1980) p. 151
- 22) 厚生省 (1994) p. 64, 経済企画庁 (1992) pp. 185-239
- 23) 厚生省 (1991) p. 105
- 24) Aldous and Dumon (1990) p. 1137

- 25) Kamerman and Kahn (1978) p. 3, p. 495
- 26) Zimmerman (1988) pp. 13-23
- 27) Zimmerman (1992) pp. 3-4
- 28) Maroney (1976) p. 130
- 29) Anderson (1991) p. 238
- 30) 平山 (1984) p. 153
- 31) 黒須 (1990) p. 64
- 32) 原田 (1992) pp. 39-40
- 33) 松村 (1993) p. 37
- 34) 小島 (1985) p. 64
- 35) 本稿では, 原則といいながら, 政策手段, 政策分野等について論じているものは検討の対象としない。
- 36) Beltrão (1957) pp. 10-12
- 37) Cohen and Connery (1967) pp. 11-15
- 38) Maas (1984) pp. 9-10
- 39) Mladenovic (1978) pp. 51-52
- 40) McDonald (1993) p. 46
- 41) Théry (1988) pp. 145-173
- 42) Dumont (1986) p. 179, pp. 167-170
- 43) Villac (1992) pp. 9-10
- 44) 平山 (1984) p. 159
- 45) 松村 (1993) pp. 37-38

参考文献

- Aldous, Joan, and Wilfried Dumon 1990 "Family Policies in the 1980s: Controversy and Consensus", *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 52, No. 4.
- Anderson, Elaine A. 1991 "The Future of Family Policy: A Postscript", E. A. Anderson and R. C. Hula (eds.), *The Reconstruction of Family Policy*, Greenwood Press.
- Bartiaux, Françoise 1991 *Institutions for Family Affairs in the Member States of the European Community: A Comparison for 1990*, Commission of the European Communities.
- Beltrão., Pedro Calderan 1957 *Vers une politique de bien-être familial. Eléments d'une normative économique et sociale de la politique familiale*, Librairie Editrice de L'Université Grégorienne.
- 中央児童福祉審議会・家庭対策特別部会 1963「家

- 庭対策に関する中間報告」。
- Cohen, Nathan E., and Marice F. Connery 1967
“Government Policy and the Family”,
Journal of Marriage and the Family,
Vol. 29, No. 1.
- Commission of the European Communities
1989 “Communication from the Commission on Family Policies” COM (89) 363 final.
- de Bie, Pierre J. L. 1980 “The Rationale and Social Context of Family Policy in Western Europe”, J. Aldous and W. Dumon (eds.), *The Politics and Programs of Family Policy: United States and European Perspectives*, University of Notre Dame Press and Leuven University Press.
- Dumon, Wilfried (ed.) 1989 *Family Policy in EEC-Countries: Report prepared for the European Communities, Directorate General for Employment, Social Affairs and Education*, Katholieke Universiteit Leuven.
- Dumont, Gérard-Francois 1986 *Pour la liberté familiale*, PUF.
- Dumont, Gérard-François 1990 *La famille en Vendée*, Conseil Général de la Vendée.
- European Observatory on Family Policies 1990
National Family Policies in 1989-1990, Commission of the European Communities.
- European Observatory on Family Policies 1991
National Family Policies in 1990, Commission of the European Communities.
- France, Conseil Economique et Social 1981 *La politique familiale globale (Avis et Rapports du Conseil Economique et Social, Séances des 26 et 27 mai 1981)*.
- France, Conseil Economique et Social 1991 *La politique familiale française (Avis et Rapports du Conseil Economique et Social, Séances des 24 et 25 septembre 1991)*, Direction des journaux Officiels.
- General Secretariat of the ISSA 1983 “Social Security and Family Policy: Introductory Report”, ISSA (ed.) *Social Security and Family Policy*, ISSA.
- Gilliand, Pierre 1990 “Conclusions of the General Reporter”, ISSA (ed.), *Evolution of Family Policy in the Light of Demographic Development*, ISSA.
- 原田純孝 1992「日本型福祉と家族政策」上野千鶴子ほか(編)『変貌する家族6 家族に侵入する社会』岩波書店。
- 平山裕次 1984「家族・家庭に関する政策の方向について」経済企画庁国民生活局(編)『家庭機能とその施策の充実の方向に関する調査報告書』。
- Kamerman Shiela B., and Alfred J. Kahn 1978
“Families and the Idea of Family Policy” and “Family Policy as Field and Perspective”, S. B. Kamerman and A. J. Kahn (eds.), *Family Policy: Government and Families in Fourteen Countries*, Columbia University Press.
- 家庭基盤充実構想推進連絡会議 1980「家庭基盤充実のための基本的施策のとりまとめ」, 経済企画庁国民生活局(編)『わが国の家庭の現状と今後の課題』。
- 桂良太郎 1992「家族福祉の概念の変遷」野々山久也(編)『家族福祉の視点』ミネルヴァ書房。
- 経済企画庁(編) 1983『昭和58年版国民生活白書』。
- 経済企画庁(編) 1992『平成4年度国民生活白書』。
- 小島 宏 1985「出生政策と家族政策の関係」『人口問題研究』第174号。
- 厚生省(編) 1990『平成元年版厚生白書』。
- 厚生省(編) 1991『平成2年版厚生白書』。
- 厚生省(編) 1994『平成5年版厚生白書』。
- 厚生省児童局(編) 1963『児童福祉白書—児童福祉法制定15周年記念—』。
- 黒須伸之 1990『『家族政策』と『家族政策学』』『社会学論叢』第107号。
- Maas, Frank 1984 “Should Families be a Focus for Policies? ”, *Institute of Family Studies Policy Background Paper*, No. 5.
- Maroney, R. M. 1976 *The Family and the State: Consideration for Social Policy*. Longman.

- 松村祥子 1993「家族問題と家族政策—1994年
国連・国際家族年の課題—」『社会福祉研究』
第58号.
- McDonald, Peter 1992 “Social Policy in Aus-
tralia: The Family Dimension”, *Family*
Matters, No. 34.
- Mladenovic, M. 1978 “The Relationship
between Social Policy and the Family”, C.
Presvelou and P. de Bie (eds.), *The*
Scientific Bases of Family Policy, ICOFA.
Québec, Conseil des ministres 1984 *For Quebec*
Families: A Working Paper on Family
Policy.
- Québec, Comité de la consultation sur la politi-
que familiale 1986b *Report of the Comité*
de la consultation sur la politique familiale,
Part Two, Collective support recommended
for Quebec families.
- Steiner, Gilbert Y. 1981 *The Futility of Family*
Policy, Brookings Institution.
- 健やかに子供を生ま育てる環境づくりに関する
関係省庁連絡会議 1991「健やかに子供を生
み育てる環境づくりについて」.
- 健やかに子供を生ま育てる環境づくりに関する
関係省庁連絡会議 1992「『健やかに子供を生
み育てる環境づくり』に関する施策の推進状
況と今後の方向」.
- Théry, René 1988 *Pour une politique de la*
famille. Questions de sens et de justice,
Cerf.
- 栃本一三郎 1990~91「家族政策を考える—ソ-
シャル・ポリシーとしての家族政策—」『児童
手当』第20巻7号~第21巻3号.
- United Nations 1987a *National Family Poli-*
cies: Their Relationship to the Role of the
Family in the Development Process,
United Nations.
- Villac, Michel 1992 “Politique familiale et re-
distribution en direction des familles”,
Recherches et Prévisions, No. 28.
- Zimmerman, Shirley L. 1988 *Understanding*
Family Policy: Theoretical Approaches,
SAGE.
- Zimmerman, Shirley L. 1992 *Family Policies*
and Family Well-Being: The Role of
Political Cultures, SAGE.
- (こじま・ひろし
人口問題研究所人口政策研究室長)